(証券コード6628)
2020年９月10日

株　主　各　位

大阪府東大阪市川俣一丁目１番41号
オ　ン　キ　ヨ　ー　株　式　会　社
代表取締役社長　大　脇　宗　徳

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年９月24日(木曜日)午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年９月25日（金曜日）午前10時(受付：午前９時30分)

２．場　　所　大阪市中央区大手前一丁目７番31号
ＯＭＭビル２階
201～203会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

３．目的事項

報告事項
１．第10期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　吸収合併契約承認の件
第３号議案　新設分割計画承認の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.jp.onkyo.com/)に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添付書類及び株主総会の参考書類には記載しておりません。
①事業報告の財産及び損益の状況

②事業報告の主要な事業内容
③事業報告の主要な事業所及び工場
④事業報告の使用人の状況
⑤事業報告の主要な借入先の状況
⑥事業報告のその他企業集団の現況に関する重要な事項
⑦事業報告の株式の状況
⑧事業報告の新株予約権等の状況
⑨事業報告の会計監査人の状況
⑩事業報告の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
⑪連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
⑫連結計算書類の連結注記表
⑬計算書類の株主資本等変動計算書
⑭計算書類の個別注記表
⑮連結計算書類にかかる会計監査報告　謄本
⑯株主総会参考書類「第２号議案　吸収合併契約承認の件」のうち、３．会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要（２）OPCの最終事業年度に係る計算書類等の内容

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症が流行しておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。体調のすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申しあげます（本臨時株主総会においては、書面による事前の議決権行使も可能となっております）。

また、当社運営スタッフにつきましては、マスクを着用してのご対応及び密接・密集を防ぐため、座席間隔をあけた座席配置等を検討しており、例年よりも会場の座席数が減少する見込みですが、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。あわせて、製品展示につきましても本臨時株主総会においては控えさせていただきます。

【ビジネスレポートの発行について】

第10期ビジネスレポートはウェブサイトからご覧いただけます。
以下のアドレスよりご確認ください。
https://onkyo.com/ir/library/business/
※印刷物をご希望の株主様は、下記ビジネスレポート係までご連絡ください。
オンキヨー株式会社　ビジネスレポート係
TEL：06-6747-9170　E-mail:kabu@jp.onkyo.com
10:30～15:00（土・日・祝日・当社の定める休業日を除く）

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

１．当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

① 当連結会計年度の経営成績

当連結会計年度におけるグローバル経済は、米国や国内では雇用環境の改善や堅調な個人消費を背景に緩やかな回復基調が続いておりましたが、米中間の貿易摩擦の長期化による金融資本市場への影響や、中国や欧州の政治・経済の不確実性などに加え、年度末の新型コロナウイルス感染症が各国に拡がるなど、世界経済に大きな減速要因も多くみられております。

このような事業環境の下、当社は、2018年10月に欧州子会社の事業譲渡、2019年３月には国内子会社２社の譲渡を行い、構造改革による経営の効率化を進めてまいりました。さらに、成長分野と位置づけるＯＥＭ事業・デジタルライフ事業への集中投資を図ることが、当社の持続的な成長にとって最適な選択肢であると判断し、2019年５月21日付にて当社ホームＡＶ事業の譲渡契約を締結いたしました。しかしながら、本事業譲渡の実行に必要な契約の締結や資金調達の確保など、様々な条件を達成することが両当事者間で難航し、譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに譲渡が完了する目途が立たないこと等から、2019年10月４日付にて譲渡契約を終了し、本事業譲渡を中止するにいたりました。

また、今後当社グループの業績を回復させ、再び成長路線へ事業活動を戻すため、これまでの方針を変更し、2020年７月31日付「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」のとおり、固定費の削減が実現し、営業債務の支払い遅延が解消され、従来から強みのあったビジネスに注力できれば、利益を確保できる体制が整ったホームＡＶ事業を中核事業化し、ＯＥＭ事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたします。

ＡＶ事業においては、日本国内では好調な住宅向けのインストールビジネスをより伸長させるべく、天井埋め込み型スピーカー２機種を発売し、多様なお客様のニーズに対応する商品拡充を進めております。米国においては新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が長くなったことから、ホームシアターシステムの需要が増加傾向にあります。また日本国内においてKlipsch社のスピーカーシステムの取り扱いを開始

し、市場にて高い評価を得ているものの、ホームオーディオ小売市場全体では依然として縮小傾向が続いております。

デジタルライフ事業においては、高付加価値のワイヤレスイヤホンや人気アニメやファッションブランドとのコラボ製品が堅調に推移いたしました。また日本国内では、販売代理店として海外ブランド商品の取り扱いを進めており、Klipsch社の新製品ワイヤレスイヤホンは、受注が好調に推移する等、事業の強化に結び付いております。また、カスタムインイヤーモニターのラインナップを拡充し、高付加価値提案を進めております。

ＯＥＭ事業においては、車載用スピーカーや「Sound by Onkyo」などのサブブランドを付したテレビ用スピーカーの販売が堅調に推移し、インド合弁会社の操業度改善による生産・販売規模の向上、構造改革による固定費の削減効果等により、損益の改善が進んでおります。さらに、様々な用途に応じたラインナップを強化している加振器「Vibtone（ビブトーン）」は、新規受注の増加に向けた営業活動を順次進めております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前年同期比50.3％減収の218億８百万円となりました。営業損益につきましては前年同期比42億93百万円悪化の53億46百万円の営業損失となり、経常損益は前年同期比39億92百万円悪化の56億68百万円の経常損失となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、貸倒引当金繰入額29億34百万円、事業再編損４億74百万円、減損損失５億97百万円、投資有価証券評価損２億84百万円等を特別損益に計上し、前年同期比99億15百万円悪化の98億80百万円の親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

当社は経営基盤の強化に努め、安定的な配当を維持することを基本方針としておりますが、累積損失の解消に至っていないことにより、誠に遺憾ながら当期配当は無配とさせていただきます。

② 事業セグメント別の業績

セグメントの業績は、次のとおりであります。

ａ．ＡＶ事業

ＡＶ事業における売上高は、日本国内において住宅メーカー向けのインストールビジネスが伸長したものの、全世界的なホームオーディオ市場の縮小や、主力事業のＡＶレシーバーの全世界的な低迷に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、マレーシア生産工場の操業が停止した結果、ＡＶレシーバーの出荷が大幅に遅延いたしました。さらに営業債務の支払い遅延が継続したことで、一部取引先から取引条件の見直しを要請されており、生産を縮小・停止をせざるを得ない状況に陥ったことから、販売機会損失による売上減少が発生し、前年同期比61.0％減収の116億５百万円となりました。

損益につきましては、構造改革や欧州子会社の事業譲渡による販売効率の強化が進んだものの、売上高減少による売上総利益の減少が響

き、前年同期比33億84百万円悪化の16億円のセグメント損失にとどまりました。

ｂ．デジタルライフ事業

デジタルライフ事業における売上高は、欧州・日本国内ともに高付加価値のワイヤレスイヤホンが好調に推移し、さらに日本国内ではファッションブランドのサマンサタバサ、エイベックス株式会社と３社共同で製品開発を進めた「サマンサワイヤレスイヤホン」や、人気アニメなどとのコラボモデルの販売が引き続き好調に推移いたしました。また、日本国内において代理店販売を開始したKlipsch社のワイヤレスイヤホンも好調な販売をいたしました。また、カスタムインイヤーモニターの商品の拡充を行い、最先端の当社のマグネシウムドライバーを用いたモデルは、ミュージシャンやお客様から高い評価を頂き好調に推移しております。しかしながら、ＡＶ事業と同様に新型コロナウイルス感染症による生産委託工場の操業停止による生産減少の影響や、営業債務の支払い遅延が継続したことで、一部取引先から取引条件の見直しを要請されており、生産を縮小・停止をせざるを得ない状況に陥ったことから、販売機会損失による売上減少が発生し、前年同期比46.2％減収の36億26百万円となりました。

損益につきましては、コラボモデルの販売増や、欧州子会社の事業譲渡による販売効率向上の利益効果はあるものの、売上高減少による売上総利益の減少が響き、前年同期比10億48百万円悪化の９億１百万円のセグメント損失となりました。

ｃ．ＯＥＭ事業

ＯＥＭ事業における売上高は、基幹カテゴリの車載用スピーカーや「Sound by Onkyo」などのサブブランドを付したテレビ用スピーカーが安定した販売を維持しております。

また、スマートフォンに同梱されたパイオニアブランドのイヤホンや、ＰＣ向けスピーカーの受注も好調に推移しております。さらにインド合弁会社の操業度改善による生産・販売が本格化いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりインドや中国工場の生産が減少したことによる売上高の減少が影響し、前年同期比10.8％減収の65億75百万円となりました。

損益につきましては、構造改革による固定費の削減や、インド合弁会社の生産移管が進んだことに伴う生産コストの改善があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少に伴う売上総利益の減少及びたな卸資産の評価損を計上したことにより、前年同期比１億11百万円改善の２億67百万円のセグメント損失となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、３億57百万円であります。事業別には、ＡＶ事業１億13百万円、ＯＥＭ事業１億26百万円、デジタルライフ事業40百万円、その他事業77百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使及び新株予約権付社債の転換により、第５回新株予約権については、25,849,800個の行使が実行されており、約８億71百万円、第６回新株予約権については、9,000,000個の行使が実行されており、約４億14百万円、第７回新株予約権については、399,784個の行使が実行されており、約13億44百万円、第８回新株予約権については、180,000個の行使が実行されており、約３億81百万円、第６回無担保転換社債型新株予約権付社債40個の転換により５億円の資金調達を行いました。

さらに、第三者割当による募集株式を発行し、2020年３月６日に３億42百万円、2020年３月25日に２億34百万円の資金調達を行いました。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下のとおり企業再編の動きを行っておりました。

当社は、2019年５月21日付でホームＡＶ事業に関して、グローバル規模で再編し、オンキヨーブランドの価値向上及び競争力を強化するべく、DENON/Marantz/Polk Audio等のオーディオブランドを持つSound United LLCのグループにこれを対価約81億75百万円にて譲渡することを決議いたしました（以下、当該譲渡を「本事業譲渡」といいます。）。当社は、本事業譲渡を早急かつ確実に進めることで当社グループの事業環境を改善し、ブランドライセンスによる安定的な収入を得るとともに、今後当社の主軸事業となるＯＥＭ（Original Equipment Manufacturing：相手先ブランド製造）事業とデジタルライフ（Digital Life：モバイル機器を中心とした事業）事業を強化することが、業績改善及び企業価値向上のために重要であると認識しておりました。

しかしながら、本事業譲渡において必要な手続きは完了したものの、関連する全ての契約の締結、資金調達の確保、その他の必要な承認等、様々な条件を満たすことが両当事者間において難航し、本事業譲渡に係る譲渡契約の有効期限である2019年11月30日までに本事業譲渡が完了する目途が立たないこと等から、2019年10月４日付にて譲渡契約を終了し、本事業譲渡を中止するに至りました。

２．重要な親会社及び子会社の状況（2020年３月31日現在）

(1) 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名		資本金	議決権比率	主要な事業内容
子会社	オンキヨー&パイオニア株式会社	100百万円	100%	ＡＶ事業 デジタルライフ事業
	オンキヨー&パイオニア マーケティングジャパン株式会社	100百万円	100%	ＡＶ事業 デジタルライフ事業
	オンキヨースポーツ株式会社	10百万円	85%	デジタルライフ事業
	Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation	2,000千US$	100%	デジタルライフ事業
	Pioneer & Onkyo Europe GmbH	561千EUR	100%	ＯＥＭ事業
	Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.	51,275千HKD	96.34%	ＡＶ事業 デジタルライフ事業 ＯＥＭ事業
	安橋(上海)商貿有限公司	5,000千元	100%	ＡＶ事業 ＯＥＭ事業
	ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN.BHD.	17,128千RM	100%	ＡＶ事業 ＯＥＭ事業
	上海安橋電子有限公司	23,639千元	100%	ＯＥＭ事業
	広州安橋音響有限公司	4,742万元	100%	ＯＥＭ事業
	Minda Onkyo India Private Limited	390百万INR	50%	ＯＥＭ事業

（注）１．議決権比率は間接保有分を含んでおります。

２．オンキヨー&パイオニア株式会社は、2020年３月６日付にて減資を行い資本金が100百万円になっております。

３．オンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン株式会社は、2020年１月21日付にて減資を行い資本金が100百万円になっております。

４．Minda Onkyo India Private Limitedは、2020年１月20日付にて増資決議を行い、資本金が390百万INRになっております。

３．対処すべき課題

グローバル経済はより複雑な市場構造へと変化し、国内市場も少子高齢化や生活ニーズの多様化等を背景に、一段と変化の激しさが増してきております。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい経済状況が続くことが見込まれ、収束までの期間が長期化した場合、世界経済が更に下振れするリスクも懸念されます。

このように企業を取り巻く環境が大きく変化する中、多様な事業展開を進める当社グループは、事業構造改革や経営資源の最適化によって、各事業セグメントにおける設計・生産・販売プロセスを常に適正な体制に刷新し続け、市場規模の変化に応じた体制を構築していくことが経営上の重要な課題となっております。

ホームＡＶ事業に関わる国内従業員の約30％に相当する100人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化、さらに開発機種削減による開発費の削減、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定したことは、その重要課題に対する実践的な取り組みとなります。

また当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅エンターテイメントやテレワーク環境構築ニーズが増加していることから、在宅シアターやテレワークライフスタイルオーディオの提案を行う等、新しい生活様式に応じた提案を行っていくことが、継続して取り組むべき重要課題と認識しております。

さらに、ＡＩやIoTの次世代の世界は、住宅、家電、クルマなど、その活用分野が広がっており、スマートホームやスマートタウン、クルマとの連携など、当社が従来取り組んでこなかった分野に技術の強みを結び付け、また多様な企業とコラボレーションを進めて当社の技術も磨き、既成概念に捉われない新たな価値提案を進めてまいります。

Ⅱ．会社の現況

会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大　脇　宗　徳	ＣＥＯ
代表取締役副社長	宮　田　幸　雄	
取　締　役	奥　田　伸　明	生産（マレーシア）担当
取　締　役	林　　亨	経営企画担当
取　締　役	宮　城　謙　二	オンキヨー＆パイオニア㈱代表取締役社長
取　締　役	吉　田　和　正	CYBERDYNE㈱ 取締役 ＴＤＫ㈱ 取締役 ㈱豆蔵ホールディングス 取締役 フリービット㈱ 取締役 ㈱マイナビ 取締役
取　締　役	小　野　幹　夫	
常勤監査役	山　田　格　也	
監　査　役	西　浦　孝　充	公認会計士
監　査　役	石　本　愼　一	アズタックス税理士法人理事 税理士

（注）１．取締役のうち吉田和正氏及び小野幹夫氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役のうち西浦孝充氏及び石本愼一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役西浦孝充氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役石本愼一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、監査役西浦孝充氏及び監査役石本愼一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
６．2019年６月26日開催の第９回定時株主総会終結の時をもって、孝治修氏は監査役を辞任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	7名	80百万円
（うち社外取締役）	（2名）	（9百万円）
監査役	4名	14百万円
（うち社外監査役）	（2名）	（6百万円）
合計	11名	95百万円

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2011年6月22日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2011年6月22日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役石本愼一氏は、アズタックス税理士法人の理事を兼務しております。当社とアズタックス税理士法人との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役吉田和正氏は、CYBERDYNE株式会社、ＴＤＫ株式会社、株式会社豆蔵ホールディングス、フリービット株式会社、株式会社マイナビの社外取締役を兼務しております。当社と各社との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役の取締役会への出席状況

取締役吉田和正氏は、12回開催された取締役会に全回出席しております。

取締役小野幹夫氏は、12回開催された取締役会に全回出席しております。

b. 社外取締役の取締役会における発言状況

各社外取締役は、定期的に開催される取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

c. 社外監査役の取締役会及び監査役会への出席状況

監査役西浦孝充氏は、取締役会は12回開催中全回出席し、監査役会は14回開催のうち13回出席しております。

監査役石本愼一氏は、取締役会は12回開催中全回出席し、監査役会は14回開催中全回出席しております。

d. 社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

各社外監査役は、定期的に開催される取締役会及び監査役会に出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

連結貸借対照表

（ 2020年３月31日現在 ）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	7,843	流動負債	12,659
現金及び預金	718	支払手形及び買掛金	7,575
受取手形及び売掛金	6,637	短期借入金	1,410
商品及び製品	1,051	未払金	2,479
仕掛品	128	製品保証引当金	257
原材料及び貯蔵品	1,225	事業構造改善引当金	28
未収入金	1,111	その他	907
その他	461	固定負債	485
貸倒引当金	△3,492	長期借入金	145
固定資産	1,945	リース債務	6
有形固定資産	378	退職給付に係る負債	4
建物及び構築物	145	繰延税金負債	73
機械装置及び運搬具	0	リサイクル費用引当金	4
工具、器具及び備品	0	その他	251
土地	220	負債合計	13,145
その他	11	（純資産の部）	
無形固定資産	31	株主資本	△3,981
投資その他の資産	1,535	資本金	8,261
投資有価証券	1,146	資本剰余金	7,675
長期貸付金	192	利益剰余金	△19,865
その他	197	自己株式	△53
		その他の包括利益累計額	554
		その他有価証券評価差額金	0
		為替換算調整勘定	554
		新株予約権	6
		非支配株主持分	64
資産合計	9,789	純資産合計	△3,355
		負債純資産合計	9,789

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

連結損益計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**21,808**
売上原価		18,998
売上総利益		**2,809**
販売費及び一般管理費		8,155
営業損失		**5,346**
営業外収益		
受取利息及び配当金	5	
還付消費税等	73	
その他	144	223
営業外費用		
支払利息	108	
持分法による投資損失	154	
売上割引	6	
支払手数料	177	
為替差損	74	
その他	24	545
経常損失		**5,668**
特別利益		
投資有価証券売却益	187	
債務免除益	51	239
特別損失		
減損損失	597	
投資有価証券評価損	284	
関係会社株式売却損	53	
貸倒引当金繰入額	2,934	
事業再編損	474	
事業構造改善費用	107	4,452
税金等調整前当期純損失		**9,881**
法人税、住民税及び事業税	109	
法人税等調整額	20	129
当期純損失		**10,011**
非支配株主に帰属する当期純損失		130
親会社株主に帰属する当期純損失		**9,880**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
		流動負債	5,493
流動資産	2,627	支払手形	122
現金及び預金	191	買掛金	888
受取手形	68	短期借入金	863
売掛金	1,537	関係会社短期借入金	696
商品及び製品	333	１年内返済予定の長期借入金	52
仕掛品	18	リース債務	5
原材料及び貯蔵品	17	未払金	2,391
関係会社短期貸付金	7,742	未払費用	107
未収入金	544	前受金	313
未収消費税等	182	事業構造改善引当金	23
立替金	282	未払法人税等	13
前払費用	47	その他	14
その他	40	固定負債	2,937
貸倒引当金	△8,378	長期借入金	55
固定資産	2,095	リース債務	5
有形固定資産	574	繰延税金負債	0
建物	52	リサイクル費用引当金	4
土地	522	関係会社事業損失引当金	2,786
無形固定資産	－	資産除去債務	85
投資その他の資産	1,520	負債合計	8,431
投資有価証券	235	（純資産の部）	
関係会社株式及び出資金	882	株主資本	△3,716
関係会社長期貸付金	200	資本金	8,261
長期貸付金	192	資本剰余金	7,573
その他	183	資本準備金	7,573
貸倒引当金	△174	利益剰余金	△19,497
		その他利益剰余金	△19,497
		繰越利益剰余金	△19,497
		自己株式	△53
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		新株予約権	6
		純資産合計	△3,708
資産合計	4,722	負債純資産合計	4,722

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2019年４月１日
　至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**8,576**
売上原価		6,008
売上総利益		**2,568**
販売費及び一般管理費		3,239
営業損失		**670**
営業外収益		
受取利息及び配当金	247	
受取賃貸料	1	
還付消費税等	25	
為替差益	63	
その他	42	379
営業外費用		
支払利息	57	
支払手数料	87	
関係会社貸倒引当金繰入額	4,096	
その他	9	4,251
経常損失		**4,542**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	177	
関係会社株式売却益	19	
債務免除益	51	248
特別損失		
投資有価証券評価損	284	
関係会社株式評価損	397	
減損損失	245	
関係会社貸倒引当金繰入額	723	
関係会社事業損失引当金繰入額	2,704	
事業構造改善費用	49	
事業再編損	474	4,881
税引前当期純損失		**9,174**
法人税、住民税及び事業税	31	
法人税等調整額	－	31
当期純損失		**9,206**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

計算書類に係る会計監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年８月24日

オンキヨー株式会社
取締役会　御中

監査法人　Ks Lab.
大阪府大阪市
指定社員 業務執行社員　公認会計士　八田和信㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　松岡繁郎㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、オンキヨー株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2017年より経常損失が継続しており、当事業年度においても4,542百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が当事業年度末現在で1,194百万円（前事業年度末1,035百万円）存在していることに加え、当事業年度に当期純損失を9,206百万円計上した結果、当事業年度末現在で3,708百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められる。なお、当該状況

に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等には反映されていない。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年７月31日開催の取締役会にて、包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行及びグループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）を決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等から、その構築および運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等および監査法人Ks Lab.から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその事業および財産の状況を調査致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および、取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 当社においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、その解消にむけ各種施策を早急に実現し、業績の早期改善を図ることが重要な課題となっております。監査役会は、引き続き会社によるこれらの取り組みについて監視、検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人Ks Lab.の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　監査法人Ks Lab.の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年８月27日

オンキヨー株式会社　監査役会

常勤監査役　山　田　格　也 ㊞

監　査　役　西　浦　孝　充 ㊞

監　査　役　石　本　愼　一 ㊞

(注) 監査役西浦孝充、石本愼一は、「会社法第２条第16号」に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）　第２号議案「吸収合併契約承認の件」の承認可決と効力発生を条件として、吸収合併及び新設分割により、当社はホームＡＶ事業を中核事業と位置づけ再注力していくことから、当社の商号を「オンキヨーホームエンターテイメント株式会社」に変更すべく、現行定款第１条（商号）を変更するものであります。

なお、この変更の効力は、吸収合併の効力発生日である2020年10月１日付をもって生ずる旨の附則を設け、本附則は、吸収合併の効力発生日の翌日をもって削除するものといたします。

（２）　第２号議案「吸収合併契約承認の件」の承認可決と効力発生を条件として、今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開並びに吸収合併及び新設分割により、当社はホームＡＶ事業を中核事業と位置づけ再注力していくことから、吸収合併消滅会社であるオンキヨー&パイオニア株式会社の定款に記載の事業内容を当社定款に追加することを目的に、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加変更するものであります。

なお、この追加変更の効力は、吸収合併の効力発生日である2020年10月１日付をもって生ずる旨の附則を設け、本附則は、吸収合併の効力発生日の翌日をもって削除するものといたします。

（３）　当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第６条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の21,600万株から31,000万株に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章 総 則	第１章 総 則
（商号） 第１条　当会社は、オンキヨー株式会社と称し、英文では、ONKYO CORPORATIONと表示する。	（商号） 第１条　当会社は、オンキヨーホームエンターテイメント株式会社と称し、英文では、ONKYO HOME ENTERTAINMENT CORPORATIONと表示する。

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　（条文省略）	（目的） 第２条　（現行どおり）
（１）（条文省略）	（１）（現行どおり）
（新設）	（２）光学機械器具、事務用機械器具およびその付属品、部品、材料等の製造、販売および仲介
（２）～（６）（条文省略）	（３）～（７）（号数繰り下げ、条文は現行どおり）
（７）第１号から第５号までの製品・サービスに関する工事ならびにその他の建築工事、設備工事、内外装工事の設計、施工、請負、監理	（８）第１号から第６号までの製品・サービスに関する工事ならびにその他の建築工事、設備工事、内外装工事の設計、施工、請負、監理
（８）～(17)（条文省略）	（９）～(18)（号数繰り下げ、条文は現行どおり）
(18) 前各号に付帯関連する一切の業務	（削除）
（新設）	(19) 木工製品の製造、販売および仲介 (20) 電気通信工事業 (21) 家具、建築資材および住宅設備機器の企画、デザイン、設計、工事、販売、仲介および輸出入 (22) 物流コンサルティング (23) 物流情報システム開発販売および運営管理業、物流、軽作業に関する請負業務

現　行　定　款	変　更　案
	(24) 電子・電気機械器具、光学機械器具、事務用機械器具、映像・音声およびコンピュータのソフトウェアの品質評価代行サービスおよび関連するコンサルティング (25) 酒類、医薬品および化粧品の販売 (26) インターネットによる電子商取引業務 (27) インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、開発、運用、管理、保守 (28) イベントに関する企画、制作、運営 (29) 前各号に付帯関連する一切の業務
第２章 株 式	第２章 株 式
(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、21,600万株とする。	(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、31,000万株とする。
(新設)	附則 第１条(商号)および第２条(目的)の変更は、当会社の2020年９月25日開催の臨時株主総会の第２号議案にかかる吸収合併の効力が発生することを条件に、2020年10月１日に効力が発生するものとする。本附則は当該変更の効力発生日の翌日をもって削除する。

第２号議案　吸収合併契約承認の件

１．本吸収合併を行う理由

当社は、2020年７月31日付の取締役会において、2020年10月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるオンキヨー&パイオニア株式会社（以下「ＯＰＣ」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う（以下「本吸収合併」という。）ことによるグループ再編の実施を決議し、「２．本吸収合併契約の内容の概要」に記載の吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」という。）を締結いたしました。なお、本吸収合併に伴い、当社においては合併差損が生じることが見込まれます。つきましては、本議案において本吸収合併契約についてご承認をお願いするものであります。

当社はこれまでホームＡＶ事業の売却を目指し、複数の候補先と協議を進めてまいりましたが、候補先との条件の合意には至りませんでした。譲渡交渉が難航しはじめる一方で、2019年11月には、ホームＡＶ事業にかかわる人員削減及び役職ポスト数の見直しにより、2020年３月期第４四半期から年間約10億円の固定費の削減、さらにモデル削減や2021年３月期以降の開発費の削減で年間約７億50百万円の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定し実行に移してまいりました。その結果、技術費や倉庫費をはじめとする諸経費について当初予定よりも大幅な削減を達成することができたため、2021年３月期では2020年３月期と対比して約60％減の年間約35億円程度の固定費の圧縮を見込めることとなりました。

以上の状況から、営業債務の支払い遅延を解消、資金繰りを改善し、従来から強みであったホームＡＶ事業に注力することができれば、利益を確保できる体制が整ってきていると判断いたしました。そこで、当社としてこのままホームＡＶ事業の譲渡に向けて交渉を進めているだけでは、今後一層厳しい状況に陥ることが予想される状況から、ホームＡＶ事業の外部への譲渡を模索することを止め、ホームＡＶ事業を核に積極的な事業・業績の立て直しを実現する方向に大きく方針転換し、そのためのグループ再編を行うことといたしました。

当社は、本吸収合併及び第３号議案に記載の新設分割を行うことにより、各事業における迅速な事業戦略の推進を実現するとともに、ＯＥＭ事業及びその他事業における外部との資本提携を含めた協業によるグループ全体の立て直しを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、本吸収合併の趣旨をご理解いただき、本吸収合併契約をご承認賜りますようお願い申し上げます。

２．本吸収合併契約の内容の概要

当社とＯＰＣが2020年７月31日付で締結した本吸収合併契約の内容は、次のとおりであります。

吸収合併契約書（写）

オンキヨー株式会社（以下「甲」という）及びオンキヨー&パイオニア株式会社（以下「乙」という）は、次の通り、合併契約を締結する。

第１条（合併の方法）

１．甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本件合併」という）する。

２．本件合併による吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は下記の通りである。

記

（１）吸収合併存続会社

商号　オンキヨー株式会社

住所　大阪府東大阪市川俣一丁目１番41号

（２）吸収合併消滅会社

商号　オンキヨー&パイオニア株式会社

住所　東京都墨田区横網一丁目10番５号

第２条（合併の対価）

甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

第３条（株主総会による承認）

甲は、2020年９月25日に臨時株主総会を開催し、本契約の承認決議および合併に必要な事項についての決議を求めるものとする。ただし、合併手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、臨時株主総会開催期日を変更することができる。

第４条（合併効力発生日）

合併効力発生日は、2020年10月１日（以下、「合併効力発生日」という）とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由によりやむを得ない場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第５条（権利義務等の承継）
　甲は、2020年3月31日現在における貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに合併効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併効力発生日において、乙より承継する。

第６条（善管注意義務）
　甲および乙は、本契約締結後合併効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第７条（従業員の処遇）
　甲は、合併効力発生日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを定める。

第８条（合併条件の変更及び合併契約の解除）
　本契約の締結日から合併効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件の変更、又は本契約を解除することができる。

第９条（本契約の効力）
　甲および乙は、締結日より効力を発生し、第３条に定める甲の臨時株主総会の承認が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、本契約は将来に向かって効力を失うものとする。

第10条（協議事項）
　本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

第11条（裁判管轄）
　本契約に関する紛争に関しては、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書１通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を、乙が写しを保有する。

締結日　2020年７月31日

甲 大阪府東大阪市川俣一丁目１番41号
オンキヨー株式会社
代表取締役社長　大脇　宗徳

乙 東京都墨田区横網一丁目10番５号
オンキヨー&パイオニア株式会社
代表取締役社長　宮城　謙二

３．会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

（１）対価の相当性に関する事項

当社は、ＯＰＣの発行済株式の全部を所有しているため、本吸収合併に際し、株式・金銭その他の財産の交付は行いません。また、本吸収合併により、当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

（２）ＯＰＣの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ＯＰＣの2020年３月期に係る計算書類等は、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.jp.onkyo.com/)に掲載しておりますので、本招集ご通知及び株主総会参考書類には記載しておりません。

（３）合併当事会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①当社

・2020年４月13日に、EVO FUNDを割当先とした第三者割当による新株式（第３回）（発行新株式数　普通株式20,000,000株、発行価額　１株につき９円、発行価額の総額　180,000,000円）の発行を行いました。

・2020年５月７日に、当社資産の有効活用を目的として、当社保有の投資有価証券の一部を売却いたしました。
・2020年6月4日に、2020年1月17日付にてEVO FUNDを割当先として第三者割当の方法により発行いたしました第８回新株予約権の残存する全部（取得及び消却した新株予約権の数　942,000個、取得価額　新株予約権1個当たり2.8円、取得価額の総額　2,637,600円）を取得及び消却いたしました。
・2020年６月５日に、EVO FUND、オーエス・ホールディング株式会社、冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）を割当先とする第三者割当による新株式の発行（発行新株式数　普通株式151,709,800株、発行価額　１株につき10.3円、発行価額の総額　1,562,610,940円）を行いました。なお、当該第三者割当による新株式の発行に係る払い込みについては、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の方法により行っております。
・2020年７月31日に、EVO FUNDとの間で、株式発行プログラムの設定に係る契約を締結いたしました。また、同日付の当社取締役会決議において、株式発行プログラムに基づく割当先に対する第三者割当による新株式の発行（発行新株式数　普通株式　最大92,000,000株、第１回割当から第８回割当までの合計８回の割当により発行）を決議いたしました。
・2020年７月31日に、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第６回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第８回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第９回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」で公表致しました、無担保ローン・ファシリティ契約により、借入（借入額　200百万円、満期日　2021年１月29日、年率　1.0％）を行っております。
・当社は、2020年７月31日付の当社取締役会において、本吸収合併を行うと同時に、本吸収合併の効力発生を停止条件として、当社（2020年10月１日付で「オンキヨーホームエンターテイメント株式会社」に商号変更予定）を新設分割会社として当社のＯＥＭ事業及びその他事業を会社分割（新設分割）し、新設分割承継会社として新設するオンキヨーサウンド株式会社及びオンキヨー株式会社に承継することによるグループ再編を決議いたしました。

②ＯＰＣ

該当事項はありません。

第３号議案　新設分割計画承認の件

１．新設分割を行う理由

ホームＡＶ事業を核に積極的な事業・業績の立て直しを実現することを目的に、ホームＡＶ事業を行うオンキヨー＆パイオニア株式会社を当社が吸収合併し、従来、当社が担っていたＯＥＭ事業をオンキヨーサウンド株式会社に、ＡＩ、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業は、当社がこれまで展開してきた事業領域を超えてこそ、さらなる成長が図れるものであり、当社グループ外との協業、協力が不可欠であるため、それら事業を分社化し、各事業を独立採算の会社とすることで、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向けた外部との協議・交渉を進めやすくし、また、各社の意思決定を迅速化することで、事業戦略をより推進できる体制を構築することを目的とする新設分割計画につき、ご承認をお願いするものであります。

２．新設分割計画の内容の概要

当社が2020年７月31日付で作成した本新設分割計画の内容は、次のとおりであります。

分割計画書（写）

オンキヨー株式会社（2020年10月１日付で「オンキヨーホームエンターテイメント株式会社」に商号変更予定、以下「甲」という）は、甲が第１条に定める事業に関して有する権利義務を新たに設立するオンキヨーサウンド株式会社（以下「乙」という）及びオンキヨー株式会社（以下「丙」という）に承継させるために新設分割による方法により会社分割（以下「本件分割」という）を行うものとし、次の通り分割計画書（以下「本計画書」という）を定める。

第１条（分割内容）

甲は、甲の営む事業のうち、ＯＥＭ事業（以下「乙承継事業」という）に関する権利義務の一切を乙に承継させ、音楽配信・ＡＩソリューション事業（以下「丙承継事業」といい、乙承継事業と丙承継事業を総称して「本件事業」という）に関する権利義務の一切を丙に承継させ、乙及び丙はそれぞれこれを承継する。

第２条（株主総会）

本件分割は、2020年９月25日に臨時株主総会を開催し、本件分割の承認および必要な事項の決議を行い、新設分割による変更の登記および設立の登記をする。

また、乙及び丙の設立の予定日は、2020年10月１日（以下、「分割期日」という）とする。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、分割期日を変更することができる。

第３条（乙及び丙の定款記載事項）

１．乙の本店所在地は、大阪府東大阪市とし、乙の目的、商号、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙「乙定款」記載の通りとする。

２．丙の本店所在地は、大阪府東大阪市とし、丙の目的、商号、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙「丙定款」記載の通りとする。

第４条（乙及び丙の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

１．乙の設立時取締役および設立時監査役は次のとおりとする。

（１）設立時取締役

代表取締役社長　宮田　幸雄
取締役　百足　敏治
取締役　寺澤　一弥

（２）設立時監査役

監査役　山田　格也

２．丙の設立時取締役および設立時監査役は次のとおりとする。

（１）設立時取締役

代表取締役社長　大脇　宗徳
取締役　中島　健城
取締役　河村　文昭

（２）設立時監査役

監査役　前山　健二

第５条（資産、債務、その他権利義務及び労働契約）

１．乙は、次の各号に定める権利義務を甲から承継する。

（１）乙は、分割期日をもって、甲から、乙承継事業に関する資産、債務、売買契約、賃貸借契約等、及びその他権利義務を承継する。

（2）乙は、乙承継事業に主として従事する労働者との間の労働契約を甲から承継する。ただし、労働者が承継を拒絶する時はこの限りでない。
（3）乙は、乙承継事業に関する一切の債務につき、重畳的に債務を引き受ける。

2．丙は、次の各号に定める権利義務を甲から承継する。
（1）丙は、分割期日をもって、甲から、丙承継事業に関する資産、債務、売買契約、賃貸借契約等、及びその他権利義務を承継する。
（2）丙は、丙承継事業に主として従事する労働者との間の労働契約を甲から承継する。ただし、労働者が承継を拒絶する時はこの限りでない。
（3）丙は、丙承継事業に関する一切の債務につき、重畳的に債務を引き受ける。

第６条（株式の交付）
1．乙が本件分割に際して発行する株式は、普通株式5,000株とし、その全てを甲に割り当て交付する。
2．丙が本件分割に際して発行する株式は、普通株式5,000株とし、その全てを甲に割り当て交付する。

第７条（資本金および準備金）
1．乙の資本金および資本準備金の額は、次の各号の通りとする。
（1）資本金100,000,000円
（2）資本準備金０円
2．丙の資本金および資本準備金の額は、次の各号の通りとする。
（1）資本金100,000,000円
（2）資本準備金０円

第８条（競業避止義務）
1．甲は、乙が承継する乙承継事業について、競業避止義務を負わないものとする。
2．甲は、丙が承継する丙承継事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第９条（条件変更）
本計画書について、甲の臨時株主総会の承認があった日から分割期日前日までの間に、天災地変、経済状況の激変、その他の事由により、本件事業、および本件事業に属する財産等に重大な変動が生じた時には、甲は、本計画書を変更し、または、本件分割を中止することができる。

第１０条（規定外事項）
本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲がこれを決定することが出来る。

以上

2020年７月31日

大阪府東大阪市川俣一丁目１番41号
オンキヨー株式会社
代表取締役社長　大脇　宗徳

別紙「乙定款」

オンキヨーサウンド株式会社定款

第１章　総則

第１条（商号）
当会社は、オンキヨーサウンド株式会社と称し、英文ではONKYO SOUND CORPORATIONと表示する。

第２条（目的）
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．電気・電子・情報・通信機械器具・測定器の製造、販売
２．前各号の製品等の周辺機器、付属品、部品、材料、工具の製造、販売

３．映像、音声、情報処理ソフトウェアならびにこれらを含む放送・通信・広告用コンテンツの制作、販売
４．電気・情報通信、情報処理および情報提供に係るサービス
５．前各号の製品・サービスの研究、開発、デザイン、企画、設計、賃貸、運用、修理、保守、輸出入ならびにこれらの請負、代理、代行、技術・ノウハウの供与・指導
６．第１号から第４号までの製品・サービスに関する工事ならびにその他の建築工事、設備工事、内外装工事の設計、施工、請負、監理
７．通信販売、小売店経営、配送サービス、労働者派遣、古物の売買
８．前各号に付帯関連する一切の業務

第３条（本店）

当会社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

第４条（機関）

当会社は、株主総会のほか、取締役会及び監査役を置く。

第５条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

第６条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

第７条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第８条（基準日）

本定款に定めるものを除くほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべきものを確定するため必要があるときは、あらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

第９条（株券不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第３章　株主総会

第10条（招集）

当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は事業年度の末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

２．　株主総会を招集するときは、会日の１週間前までにその通知を発する。

第11条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会にかかる事業年度の末日とする。

第12条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．　前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第13条（議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

第14条（決議）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　前項の規定にかかわらず、会社法第309条第２項に掲げる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

第15条（株主総会の決議の省略等）

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決権を行使することができる株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する株主総会の決議があったものとみなす。

２．　取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき、株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第４章　取締役、代表取締役及び取締役会

第16条（取締役の員数）

当会社の取締役は、３名以上とする。

第17条（取締役の選任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

２．　取締役の選任は、累積投票によらない。

第18条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第19条（取締役会）

取締役の全員によって、取締役会を構成する。

２．　取締役会は、次に掲げる職務を行う。

① 代表取締役の選定及び解職

② 取締役の職務の執行の監督

③ 重要な財産の処分及び譲受けその他の業務執行の決定

第20条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

２．　取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮すること、又は、取締役及び監査役全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第21条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第22条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

第23条（代表取締役）

代表取締役は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

２．　代表取締役は社長とする。代表取締役が２名以上あるときは、取締役会の決議により代表取締役の内から、社長１名を選定する。

第24条（取締役の会社に対する責任の免除）

当会社は、会社法第423条第１項に規定する取締役の当会社に対する責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、当該取締役の責任を法令の限度において免除することができる。

第５章　監査役

第25条（監査役の員数）

当会社の監査役は、１名以上とする。

第26条（監査役の選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

第27条（監査役の権限・職務）

監査役は、取締役の職務の執行を監査し、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２．　監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

３．　監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは本定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

第28条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

第29条（監査役の会社に対する責任の免除）

当会社は、会社法第423条第１項に規定する監査役の当会社に対する責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、当該監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

第６章　計算

第30条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

第31条（剰余金の配当の基準日）

事業年度の定時株主総会の決議による剰余金の配当は、当該事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

２．　臨時株主総会において剰余金の配当を決議する場合には、別に基準日を定めた場合を除くほか、その臨時株主総会の会日の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第32条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当がその支払提供の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第７章　附則

第33条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から2021年３月31日までとする。

第34条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

第35条（設立時取締役及び設立時監査役）

当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

設立時取締役　：宮田　幸雄、百足　敏治、寺澤　一弥

設立時監査役　：山田　格也

別紙「丙定款」

オンキヨー株式会社定款

第１章　総則

第１条（商号）

当会社は、オンキヨー株式会社と称し、英文ではONKYO CORPORATIONと表示する。

第２条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．電気・電子・情報・通信機械器具の製造、販売

2．測定器、医療・福祉・介護・健康機械器具の製造、販売
3．前各号の製品等の周辺機器、付属品、部品、材料、工具の製造、販売
4．映像、音声、情報処理ソフトウェアならびにこれらを含む放送・通信・広告用コンテンツの制作、販売
5．電気・情報通信、情報処理および情報提供に係るサービス
6．酒類、医薬品及び化粧品の販売
7．インターネットによる電子商取引業務
8．インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、開発、運用、管理、保守
9．前各号の製品・サービスの研究、開発、デザイン、企画、設計、賃貸、運用、修理、保守、輸出入ならびにこれらの請負、代理、代行、技術・ノウハウの供与・指導
10．通信販売、小売店経営、印刷・コピー事務サービス、配送サービス、労働者派遣、古物の売買
11．イベントに関する企画、制作、運営
12．著作物の管理および著作物の企画、制作、出版
13．前各号に付帯関連する一切の業務

第３条（本店）
当会社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

第４条（機関）
当会社は、株主総会のほか、取締役会及び監査役を置く。

第５条（公告の方法）
当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

第６条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

第７条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第８条（基準日）

本定款に定めるものを除くほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべきものを確定するため必要があるときは、あらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

第９条（株券不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第３章　株主総会

第10条（招集）

当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は事業年度の末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

２．　株主総会を招集するときは、会日の１週間前までにその通知を発する。

第11条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会にかかる事業年度の末日とする。

第12条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．　前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第13条（議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

第14条（決議）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　前項の規定にかかわらず、会社法第309条第２項に掲げる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

第15条（株主総会の決議の省略等）

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決権を行使することができる株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する株主総会の決議があったものとみなす。

２．　取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき、株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第４章　取締役、代表取締役及び取締役会

第16条（取締役の員数）

当会社の取締役は、３名以上とする。

第17条（取締役の選任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

２．　取締役の選任は、累積投票によらない。

第18条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第19条（取締役会）

取締役の全員によって、取締役会を構成する。

２．　取締役会は、次に掲げる職務を行う。

① 代表取締役の選定及び解職

② 取締役の職務の執行の監督

③ 重要な財産の処分及び譲受けその他の業務執行の決定

第20条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

２．　取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮すること、又は、取締役及び監査役全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第21条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第22条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

第23条（代表取締役）

代表取締役は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

２．　代表取締役は社長とする。代表取締役が２名以上あるときは、取締役会の決議により代表取締役の内から、社長１名を選定する。

第24条（取締役の会社に対する責任の免除）

当会社は、会社法第423条第１項に規定する取締役の当会社に対する責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、当該取締役の責任を法令の限度において免除することができる。

第５章　監査役

第25条（監査役の員数）

当会社の監査役は、１名以上とする。

第26条（監査役の選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

第27条（監査役の権限・職務）

監査役は、取締役の職務の執行を監査し、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２．　監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

３．　監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは本定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

第28条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

第29条（監査役の会社に対する責任の免除）

当会社は、会社法第423条第１項に規定する監査役の当会社に対する責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、当該監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

第６章　計算

第30条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

第31条（剰余金の配当の基準日）

事業年度の定時株主総会の決議による剰余金の配当は、当該事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

２．　臨時株主総会において剰余金の配当を決議する場合には、別に基準日を定めた場合を除くほか、その臨時株主総会の会日の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第32条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当がその支払提供の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第７章　附則

第33条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から2021年３月31日までとする。

第34条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

第35条（設立時取締役及び設立時監査役）

当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

設立時取締役　：大脇　宗徳、中島　健城、河村　文昭

設立時監査役　：前山　健二

３．会社法施行規則第205条に定める内容の概要

（１）対価の相当性に関する事項

①対価の総数に関する事項

各新設会社は、本新設分割に際して、それぞれ新たに株式5,000株を発行し、そのすべてを当社に対して交付いたします。

本新設分割は単独新設分割であり、本新設分割により当社の純資産に変動はなく、また、各新設会社の発行する株式のすべてが当社に割り当てられることから、交付株式数を任意に定めることができるものと考えられます。

当社は、各新設会社の資本金の額等を考慮し、当社の完全子会社となる各新設会社を適正かつ効率的に管理するうえで、上記株式数は相当であると判断しております。

②新設会社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

当社は、各新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策及び事業戦略を実現させる観点から、会社計算規則に従い、各新設会社の資本金及び準備金等の額を分割計画書第７条に記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び準備金等の額は相当であると判断しております。

（２）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

・2020年４月13日に、EVO FUNDを割当先とした第三者割当による新株式（第３回）（発行新株式数　普通株式20,000,000株、発行価額　１株につき９円、発行価額の総額　180,000,000円）の発行を行いました。
・2020年５月７日に、当社資産の有効活用を目的として、当社保有の投資有価証券の一部を売却いたしました。
・2020年６月４日に、2020年１月17日付にてEVO FUNDを割当先として第三者割当の方法により発行いたしました第８回新株予約権の残存する全部（取得及び消却した新株予約権の数　942,000個、取得価額　新株予約権1個当たり2.8円、取得価額の総額　2,637,600円）を取得及び消却いたしました。

・2020年６月５日に、EVO FUND、オーエス・ホールディング株式会社、冠旭国際科技有限公司（Grandsun International Technology Co., Limited）、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司（AIMobile Co.,Ltd）を割当先とする第三者割当による新株式の発行（発行新株式数　普通株式151,709,800株、発行価額　１株につき10.3円、発行価額の総額　1,562,610,940円）を行いました。なお、当該第三者割当による新株式の発行に係る払い込みについては、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の方法により行っております。
・2020年７月31日に、EVO FUNDとの間で、株式発行プログラムの設定に係る契約を締結いたしました。また、同日付の当社取締役会決議において、株式発行プログラムに基づく割当先に対する第三者割当による新株式の発行（発行新株式数　普通株式　最大92,000,000株、第１回割当から第８回割当までの合計８回の割当により発行）を決議いたしました。
・2020年７月31日に、2019年12月27日付「第三者割当による新株式、第６回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第８回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第９回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」で公表致しました、無担保ローン・ファシリティ契約により、借入（借入額　200百万円、満期日　2021年１月29日、年率　1.0％）を行っております。
・当社は、2020年7月31日付の当社取締役会において、本吸収合併を行うと同時に、本吸収合併の効力発生を停止条件として、当社（2020年10月１日付で「オンキヨーホームエンターテイメント株式会社」に商号変更予定）を新設分割会社として当社のＯＥＭ事業及びその他事業を会社分割（新設分割）し、新設分割承継会社として新設するオンキヨーサウンド株式会社及びオンキヨー株式会社に承継することによるグループ再編を決議いたしました。

以上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場　大阪市中央区大手前一丁目７番31号
ＯＭＭビル２階
201～203会議室



【交通のご案内】
最寄駅　京阪電車天満橋駅　東出口
地下鉄谷町線天満橋駅　北出口
※　お車でのご来場はお控えくださいますよう、お願い申しあげます。